

CAN DO

“可能性への挑戦”



第76号

金田会計事務所通信

【これから来る大きな波】

最近ではネット通販で物を買うことが多くなり、配達員さんには大変お世話になっています。その裏側で、かつての花形職業であった長距離トラックドライバーは月収100万円超えは当たり前、働けば働くほど稼げ、3年走れば家が建ち、5年走れば墓が建つとも言われたカッコいい職業でした(菅原文太のトラック野郎シリーズ覚えていますか?)が、規制緩和で運送業者は激増し、値引き合戦、サービス合戦で長時間労働、低賃金の3K職業の代名詞となってしまいました。挙句に、運転手不足が今の問題となっています。他の業種・職業も同様、日本は安い商品・高サービスの恩恵を受けることができましたが、その代償として労働対価は低く抑えられデフレスパイラルに陥ってしまいました。一体どこで間違えたのでしょうか?

しかし、ウクライナ危機や円安といった外部環境の変化、そして少子高齢化の進展により、現状が変わろうとしています。物価が上昇し、人手不足が深刻化する中、総選挙で与党が大敗し、生活重視の政党が伸長し、103万円の壁撤廃などが大きな話題となっています。長い間この30年間、変わらなかったものが確実に変わろうとする時代が訪れているようです。

これまでは良くも悪くも低く安定した物価を前提として比較的容易に事業計画を立てることができましたが、これからはさらに不確実な要件も前提としなければなりません。つまり業績が悪くなくても何とかやれた時代が終わろうとしています。

現状維持ではしんどいかもしれません。

より一層、行動する者としない者とは
大きな差が出てしまうことになりかねません。

ITやAIが問題ではないのです。

目を凝らして見てみるとこれからの将来が現れて
来るかもしれません。

自分自身に誇りを持ち、その価値を見直し、
果敢に新時代の波に乗って行きましょう。

もう一度、冒険の旅に出るつもりで。



キャッシュレス納付（電子納税）のすすめ

令和6年5月以降、電子申告を行っている事業者には税務署から法人税の納付書が届かなくなっています。今後、国税庁は電子申告とともに電子納税を強く推進していく方向です。また、メガバンクを中心に地方税の一部で納付書による納付が窓口でできなくなっています。今回は、このキャッシュレス納付（電子納税）の手続・方法、特にダイレクト納付について解説いたします。



【キャッシュレス納付の主な方法】

1. ダイレクト納付

- ・ **概要:** e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して、金融機関口座から自動的に引き落とされる方法です。
- ・ **メリット:** **一度設定すれば、以降は自動でも納付できる**ため、最も手間がかからない方法です。
- ・ **手続き:**
 - ① e-Tax の利用開始届出書を提出する。
 - ② ダイレクト納付利用届出書を提出する。
 - ③ e-Tax 上で納付情報を登録する。

2. クレジットカード納付:

- ・ **概要:** 専用の決済サイトから、クレジットカードを利用して納付する方法です。
- ・ **メリット:** **手続きが簡単**で、すぐに納付が完了します。
- ・ **デメリット:** 納付額に応じた**決済手数料がかかります**。

3. コンビニ納付:

- ・ **概要:** e-Tax で納付情報を取得し、コンビニのレジで支払う方法です。
- ・ **メリット:** **現金で納付したい**場合に便利です。
- ・ **デメリット:** **納付金額の上限**があります。

4. スマホアプリ納付:

- ・ **概要:** 対応するスマホ決済アプリを利用して、納付する方法です。
- ・ **メリット:** **事前手続きが不要**で、手軽に納付できます。
- ・ **デメリット:** **利用できるスマホ決済アプリが限られています**。



【キャッシュレス納付の手続きの流れ（ダイレクト納付を例に）】

- e-Tax の利用開始: 税務署に e-Tax の利用開始届出書を提出します。
⇒ すでに電子申告をしている場合は必要ありません
- **ダイレクト納付の設定**: 金融機関口座情報を記載の上、届出書を所轄税務署に提出し、登録します。(下の図参照)
- **納付**: e-Tax のメッセージから納付手続きを行い、登録した金融機関口座から自動的に引き落とされます。

☆納付情報に誤りがあると納付ができない場合がありますので、金額の確認は必ずしましょう。

【ダイレクト納付利用者届出】 ☆必要事項を記載し、所轄税務署に提出

法人番号	_____
------	-------

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

**国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書**

令和 年 月 日 提出	氏名 (法人名及び代表者氏名)
税務署長 へ	

私(当社は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することにより、申告書の提出、納付、税務上の申告書等を代理送付した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるように、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中	私(当社は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。
-----------	---

1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏名 (法人名及び代表者氏名)	(フリガナ)	(所載が不明な場合には、こちらにも併記してください)
	<small>税理士・代表者氏名が白まれている場合には、必ず税理士・代表者氏名を記載してください。 例) 株式会社〇〇 代表取締役 △△</small>	
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (6桁) 銀行(支店)
ゆうちょ銀行	記号番号	

2 振替日時: 納付情報送付日時
3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

(不備事由)

1 金融機関番号エラー	4 口座情報不完全
2 整理番号等未登録	5 その他
3 重複入力	

入 力 訂 正 入 力 送 付 登 録

金融機関番号	_____
整理番号	_____

約 定

一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記載された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付していただきます。この場合、当該納付に伴う領収証書は省略されて差し支えありません。

二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金連票及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。

三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記載された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。

四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認められた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。

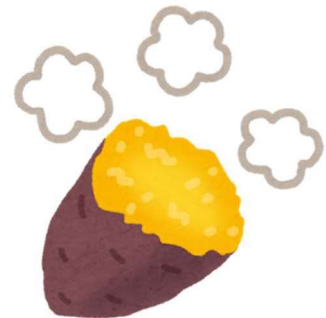
五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。

六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

①税務署から金融機関に送られるため、ダイレクト納付が可能になるまで **1ヶ月**ほどかかります。(地方税 eLTAX の場合は金融機関に直接提出します)

②納付可能になれば、電子申告書を終えた後のメール詳細右下に「ダイレクト納付」のアイコンがありますので、それをクリックして納税手続きを行います。(納付金額の確認後、引き落とし日を選択)

⇒最近では申告書の電子送信時にダイレクト納付のメッセージが出てくるようになりました。



【その他注意点】

- ・ダイレクト納付では法人税・消費税・所得税・源泉所得税などすべての税目に対応しています。ただし、領収書は発行されませんので e-Tax のメッセージボックスに格納された完了通知を印刷保存することになります。
- ・ダイレクト納付の利用者届出は引落し金融機関に届け出た印鑑で押印をするため、書面による提出となります。
- ・ダイレクト納付を使用する場合、納付書は送られてこなくなりますので予定納税時に納付を忘れないようにしてください。e-Tax のメッセージボックスの「お知らせ・受信通知」から簡単に確認でき、予定納税もダイレクト納付ができます。

何でも初めて行うのは難しいこともあるでしょうが、使ってみると便利で手軽なダイレクト納付に挑戦してみたいはいかがでしょうか。私たちがお手伝いいたします。



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。

